

【IV】参考資料



1 中小企業者等について

(1) 「中小企業者」及び「小規模企業者」

①中小企業者の範囲

中小企業者の範囲については、中小企業基本法において、おおむね次のように定めており、中小企業支援法第2条によると、中小企業者の定義について、次の各号の「いずれかに該当する者」としている。

業種	常時雇用する従業員・資本金規模
① 製造業・建設業・運輸業 その他の業種(②～④を除く)	300人以下又は3億円以下
② 卸売業	100人以下又は1億円以下
③ サービス業	100人以下又は5千万円以下
④ 小売業	50人以下又は5千万円以下

つまり、従業員規模か資本金規模のどちらかが上記の条件を満たしていれば中小企業者となる。たとえば、工業の場合は従業員数が300人以下の企業であれば、その資本金が3億円を超えていても中小企業者である。

また、中小企業支援法施行令では、次の業種について以下の通り定めている。

①製造業

- ・ゴム製品製造業…常時雇用する従業員900人以下

③サービス業

- ・ソフトウェア業・情報処理サービス業…常時雇用する従業員300人以下
- ・旅館業…常時雇用する従業員200人以下

② 小規模企業者の範囲

中小企業基本法で定める小規模企業者の範囲は、次のとおりとなっている。

なお、平成26年6月27日に制定された「小規模企業振興基本法」においても、小規模企業者については、中小企業基本法の定めのとおりとなっている。

業種	従業員規模
製造業・その他	常時雇用する従業員の数が20人以下
商業・サービス業	常時雇用する従業員の数が5人以下

また、次の業種については、中小企業関連法における政令に基づき、以下のとおり定めている。

- ・宿泊業・娯楽業（サービス業）…常時雇用する従業員20人以下

問い合わせ先 商工労働部中小企業支援課 TEL 098-866-2343 FAX 098-861-4661

(2) 沖縄県中小企業の振興に関する条例について

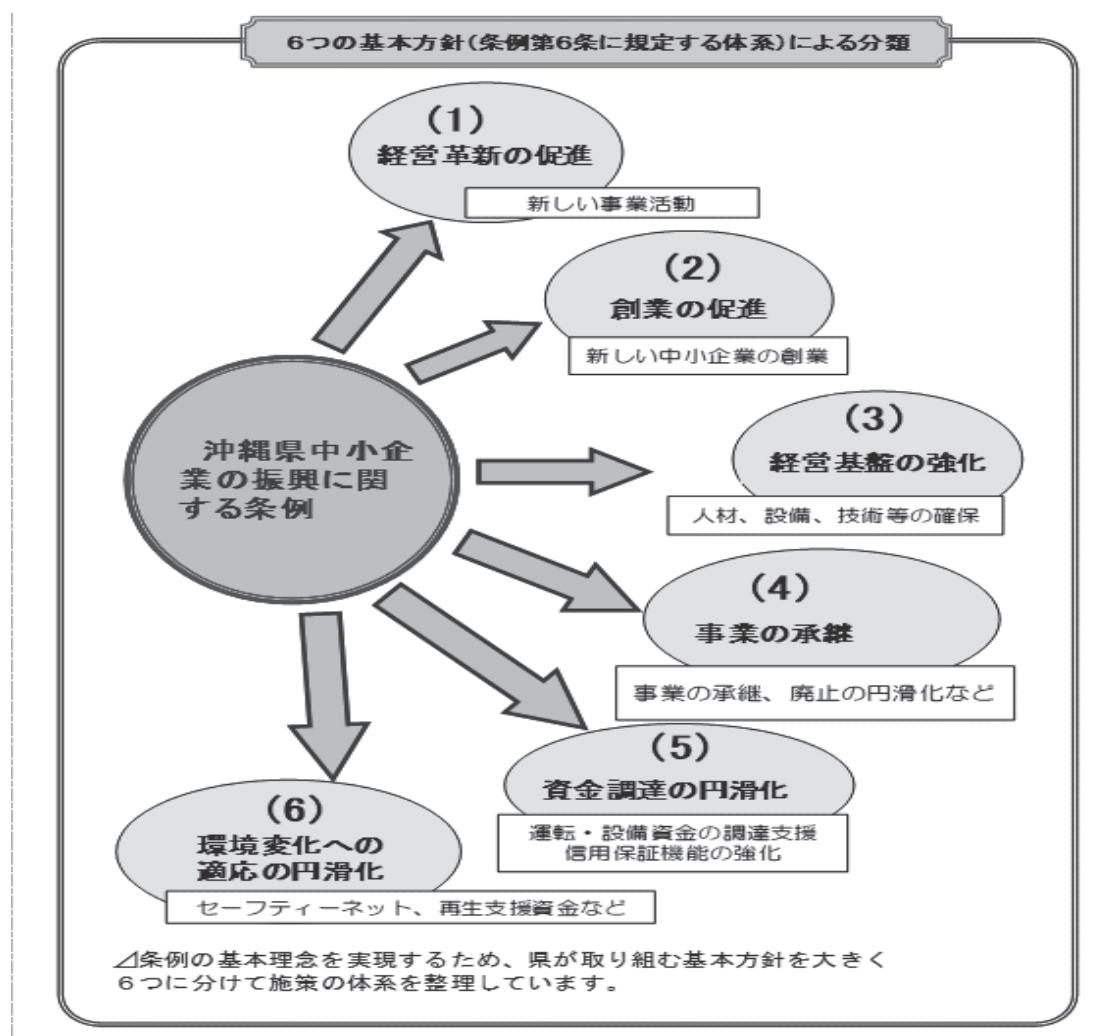
① 制定の経緯及び背景

沖縄県では、平成20年3月に「沖縄県中小企業の振興に関する条例」を制定し、中小企業振興に関する基本理念及び中小企業関係者等の役割を示し、関係者間の共通認識を図るとともに、政策決定過程に中小企業関係者の意見を反映させるため、中小企業関係者で構成する「中小企業振興会議」を設置し、関係者の意見等を踏まえた効果的な中小企業振興施策を充実させ、総合的に推進する仕組みを構築してきたところ。

しかし、平成26年に国が「小規模企業振興基本法」を制定し、小規模事業者に関する商工会等の新たな役割が追加されたことを踏まえ、小規模事業者を含めた中小企業振興施策に更に取り組む必要性や、脆弱な経営基盤強化のための中小企業関連団体への加入の努力義務のほか、全国最低水準の労働生産性や全国と比べ高い後継者不在率といった新たな課題に対応し、より一層、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進する必要があることから令和2年3月に一部改正を行った。

② 基本方針

沖縄県では、本条例の基本理念を実現するため、県が取り組む事項（基本方針）を大きく6つに分けて規定している。



問い合わせ先

商工労働部中小企業支援課 TEL 098-866-2343 FAX 098-861-4661

沖縄県中小企業の振興に関する条例 (平成20年沖縄県条例第18号)

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 基本方針（第6条）
- 第3章 施策の策定等に関する措置（第7条—第13条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）の振興について、その基本理念、県の施策に関する基本方針及び県の施策の策定過程における中小企業者その他の関係者の意見を反映させる手続その他県が講ずる措置を定めるとともに、県並びに中小企業者及び中小企業関連団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 経営の革新 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条 第2項に規定する経営の革新をいう。
- (3) 経営資源 中小企業基本法第2条第4項に規定する資源をいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 产学行政の連携 事業者（経済団体を含む。第11条において同じ。）、大学等（大学若しくは高等専門学校又はこれらに附属する研究機関をいう。第11条において同じ。）又は国（独立行政法人及び政府関係金融機関を含む。第11条において同じ。）、県若しくは市町村が相互に密接な連携を図ることをいう。（基本理念）

第3条 中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、県民生活に必要な物資や役務を提供することにより本県の経済及び県民生活の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、離島その他の地域における経済の活性化及び県民生活の利便性の向上を促進する等本県経済の発展及び県民生活の向上に重要な役割を有することにかんがみ、その振興については、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されること及び中小企業の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与し、地域の活性化が中小企業の成長発展をさらに促進させることを旨として図られなければならない。（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。（中小企業者及び中小企業関連団体の努力）

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的・社会的環境の変化に即応して、自主的にその経営の向上を図るよう努めなければならない。

2 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体（次項及び第4項において「中小企業関連団体」という。）は、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者は、その経営能力の向上を図るため、中小企業関連団体に加入するよう努めるものとする。

4 中小企業者及び中小企業関連団体は、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

第2章 基本方針

第6条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者情報通信技術の活用による生産性の向上その他の経営の革新の促進を図ること。
- (2) 中小企業の創業の促進を図ること。
- (3) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。

(4) 中小企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図ること。

(5) 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。

(6) 経済的・社会的環境の著しい変化への中小企業者の適応の円滑化を図ること。

第3章 施策の策定等に関する措置

（中小企業者その他の関係者の意見の反映）

第7条 知事は、中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報を提供し、当該施策について意見を述べる機会を付与するとともに、中小企業者その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の規定により意見が述べられた場合にあっては、当該意見（次項において「提出意見」という。）を十分に考慮して、中小企業の振興に関する施策を策定しなければならない。

3 知事は、中小企業の振興に関する施策を策定した場合には、遅滞なく次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 当該施策を講ずることとする理由又は目的及び当該施策の内容

(2) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）

(3) 提出意見を考慮した結果及びその理由

4 前項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他適切な方法により行うものとする。

（基本方針を踏まえた支援計画の策定等）

第8条 知事は、中小企業支援法第4条第1項に規定する中小企業支援事業の実施に関する計画（以下「支援計画」という。）を定めるに当たっては、同条第2項の規定によるほか、第6条の基本方針を踏まえるものとする。

2 前条第1項及び第2項の規定は、支援計画を定める場合について準用する。

3 知事は、支援計画を定めた場合には、遅滞なくこれを公表しなければならない。この場合においては、前条第4項の規定を準用する。

（支援計画に定めた事業の実施状況の公表）

第9条 知事は、毎年、支援計画に定めた事業の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。この場合においては、第7条第4項の規定を準用する。

（施策実施上の配慮）

第10条 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響について十分に配慮し、独立した中小企業者の自主的な努力を阻害することのないようにしなければならない。

2 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、中小企業の事業活動が離島その他の地域における経済及び県民生活に及ぼす影響について十分に配慮し、中小企業の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与することとなるよう努めなければならない。

3 県は、小規模企業者に対して中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、融資その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。

（産学行政の連携の確保）

第11条 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が適切に実施されるよう、必要に応じ、事業者、大学等又は国若しくは市町村に対し、産学行政の連携について必要な協力を求めるものとする。

（財政上の措置）

第12条 県は、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市町村への協力）

第13条 県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、市町村の求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力をを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 都道府県別規模別企業数、従業者総数、常時雇用者数（民営・非1次産業、2016年）

①企業数（会社+個人事業者）

	中小企業				大企業		合計	
			うち小規模企業					
	企業数	構成比(%)	企業数	構成比(%)	企業数	構成比(%)	企業数	構成比(%)
北海道	141,386	99.8	120,299	84.9	283	0.2	141,669	100.0
青森県	39,824	99.9	34,417	86.3	43	0.1	39,867	100.0
岩手県	37,235	99.8	32,022	85.8	71	0.2	37,306	100.0
宮城県	59,314	99.8	50,049	84.2	144	0.2	59,458	100.0
秋田県	33,096	99.9	28,833	87.0	30	0.1	33,126	100.0
山形県	38,726	99.8	33,879	87.3	64	0.2	38,790	100.0
福島県	58,639	99.9	50,943	86.8	69	0.1	58,708	100.0
茨城県	79,443	99.9	69,352	87.2	99	0.1	79,542	100.0
栃木県	60,058	99.8	52,610	87.5	99	0.2	60,157	100.0
群馬県	64,907	99.8	56,623	87.1	100	0.2	65,007	100.0
埼玉県	161,341	99.8	139,968	86.6	272	0.2	161,613	100.0
千葉県	120,789	99.8	103,338	85.4	229	0.2	121,018	100.0
東京都	413,408	98.9	336,759	80.6	4,580	1.1	417,988	100.0
神奈川県	187,428	99.7	158,796	84.5	587	0.3	188,015	100.0
新潟県	76,136	99.8	66,191	86.8	143	0.2	76,279	100.0
富山県	34,613	99.7	29,571	85.2	93	0.3	34,706	100.0
石川県	40,430	99.8	35,032	86.5	89	0.2	40,519	100.0
福井県	29,210	99.8	25,413	86.9	45	0.2	29,255	100.0
山梨県	30,677	99.9	27,179	88.5	38	0.1	30,715	100.0
長野県	73,189	99.8	64,708	88.2	136	0.2	73,325	100.0
岐阜県	70,731	99.9	61,315	86.6	89	0.1	70,820	100.0
静岡県	119,807	99.8	103,900	86.6	217	0.2	120,024	100.0
愛知県	208,310	99.7	172,235	82.4	638	0.3	208,948	100.0
三重県	51,486	99.8	44,188	85.7	84	0.2	51,570	100.0
滋賀県	34,608	99.8	29,578	85.3	59	0.2	34,667	100.0
京都府	79,023	99.8	68,022	85.9	191	0.2	79,214	100.0
大阪府	270,874	99.6	227,963	83.8	1,062	0.4	271,936	100.0
兵庫県	144,748	99.8	122,808	84.7	306	0.2	145,054	100.0
奈良県	31,526	99.9	27,128	86.0	31	0.1	31,557	100.0
和歌山县	34,367	99.9	30,242	87.9	27	0.1	34,394	100.0
鳥取県	16,059	99.8	13,690	85.1	29	0.2	16,088	100.0
島根県	22,167	99.9	19,260	86.8	24	0.1	22,191	100.0
岡山県	52,368	99.8	44,595	85.0	104	0.2	52,472	100.0
広島県	82,962	99.8	70,693	85.0	164	0.2	83,126	100.0
山口県	38,933	99.9	33,187	85.1	54	0.1	38,987	100.0
徳島県	25,345	99.9	22,333	88.0	24	0.1	25,369	100.0
香川県	30,883	99.8	26,628	86.1	52	0.2	30,935	100.0
愛媛県	43,500	99.8	37,666	86.4	77	0.2	43,577	100.0
高知県	24,997	99.9	22,054	88.1	28	0.1	25,025	100.0
福岡県	135,052	99.8	112,884	83.4	337	0.2	135,389	100.0
佐賀県	24,423	99.9	20,817	85.1	36	0.1	24,459	100.0
長崎県	41,793	99.9	36,201	86.5	53	0.1	41,846	100.0
熊本県	47,815	99.9	40,655	84.9	62	0.1	47,877	100.0
大分県	34,711	99.9	29,853	85.9	41	0.1	34,752	100.0
宮崎県	34,819	99.9	30,141	86.5	36	0.1	34,855	100.0
鹿児島県	49,915	99.9	43,624	87.3	55	0.1	49,970	100.0
沖縄県	47,105	99.9	40,448	85.8	63	0.1	47,168	100.0
合計	3,578,176	99.7	3,048,090	84.9	11,157	0.3	3,589,333	100.0

資料：中小企業庁「2022年版中小企業白書-付属統計資料」再編加工

- (注) 1. 会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。
 2. 企業の区分については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）による。
 ※(1)「中小企業者」とび「小規模事業者」参照
 3. 2.の条件の区分では、中小企業基本法以外の中小企業関連法令において中小企業又は小規模企業として扱われる企業の数が反映されている。
 4. 小規模企業の構成比は全企業数に占める割合とする。
 5. 「経済センサス-基礎調査」では、(1)商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、(2)本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入しているため、過去の中小企業白書の附属統計資料の「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。
 6. 数値は、2016（平成28）年月時点のものである。

(3) 都道府県別規模別企業数、従業者総数、常時雇用者数（民営・非1次産業、2016年）

②従業者総数（会社+個人事業者）

従業者総数 (人)	中小企業		大企業		合計			
	構成比(%)	うち小規模企業	構成比(%)	従業者総数(人)	構成比(%)	従業者総数(人)	構成比(%)	
		従業者総数(人)						
北海道	1,200,804	83.5	408,816	28.4	237,380	16.5	1,438,184	100.0
青森県	304,352	90.5	111,542	33.2	31,850	9.5	336,202	100.0
岩手県	294,554	89.0	107,718	32.6	36,301	11.0	330,855	100.0
宮城県	528,256	84.6	177,092	28.4	96,276	15.4	624,532	100.0
秋田県	244,296	92.5	93,337	35.3	19,826	7.5	264,122	100.0
山形県	292,584	91.1	111,240	34.6	28,497	8.9	321,081	100.0
福島県	466,407	85.3	178,137	32.6	80,565	14.7	546,972	100.0
茨城県	615,398	86.4	245,040	34.4	96,607	13.6	712,005	100.0
栃木県	443,066	85.4	179,912	34.7	75,735	14.6	518,801	100.0
群馬県	503,830	82.6	190,170	31.2	106,051	17.4	609,881	100.0
埼玉県	1,338,179	80.3	483,382	29.0	327,331	19.7	1,665,510	100.0
千葉県	968,960	76.9	353,292	28.1	290,474	23.1	1,259,434	100.0
東京都	5,464,123	41.3	1,167,447	8.8	7,775,085	58.7	13,239,208	100.0
神奈川県	1,690,008	72.3	543,755	23.2	649,098	27.7	2,339,106	100.0
新潟県	618,341	84.4	225,303	30.7	114,413	15.6	732,754	100.0
富山県	299,923	81.6	104,164	28.3	67,762	18.4	367,685	100.0
石川県	330,159	86.6	119,387	31.3	51,101	13.4	381,260	100.0
福井県	231,337	89.4	90,122	34.8	27,340	10.6	258,677	100.0
山梨県	214,171	90.2	91,515	38.5	23,288	9.8	237,459	100.0
長野県	534,453	85.5	211,931	33.9	90,633	14.5	625,086	100.0
岐阜県	569,446	85.6	210,953	31.7	95,932	14.4	665,378	100.0
静岡県	968,285	82.4	350,085	29.8	206,464	17.6	1,174,749	100.0
愛知県	2,221,795	70.8	622,998	19.8	917,760	29.2	3,139,555	100.0
三重県	410,350	88.3	153,131	33.0	54,174	11.7	464,524	100.0
滋賀県	284,781	84.3	101,389	30.0	53,170	15.7	337,951	100.0
京都府	649,458	74.4	227,114	26.0	223,694	25.6	873,152	100.0
大阪府	2,744,150	66.9	795,914	19.4	1,358,060	33.1	4,102,210	100.0
兵庫県	1,208,637	83.4	413,327	28.5	240,374	16.6	1,449,011	100.0
奈良県	226,528	94.1	92,329	38.3	14,282	5.9	240,810	100.0
和歌山県	229,110	89.9	97,129	38.1	25,872	10.1	254,982	100.0
鳥取県	130,010	94.2	46,475	33.7	7,932	5.8	137,942	100.0
島根県	166,937	92.5	64,780	35.9	13,620	7.5	180,557	100.0
岡山県	465,111	82.6	156,683	27.8	98,263	17.4	563,374	100.0
広島県	769,403	76.7	244,522	24.4	233,790	23.3	1,003,193	100.0
山口県	307,749	81.8	112,200	29.8	68,637	18.2	376,386	100.0
徳島県	167,957	90.5	72,766	39.2	17,611	9.5	185,568	100.0
香川県	258,244	83.5	90,474	29.3	50,883	16.5	309,127	100.0
愛媛県	341,263	86.1	129,007	32.5	55,249	13.9	396,512	100.0
高知県	164,103	91.9	70,150	39.3	14,417	8.1	178,520	100.0
福岡県	1,272,986	77.7	391,652	23.9	364,999	22.3	1,637,985	100.0
佐賀県	187,554	89.6	71,082	34.0	21,685	10.4	209,239	100.0
長崎県	299,626	91.8	118,916	36.4	26,879	8.2	326,505	100.0
熊本県	370,108	90.2	141,948	34.6	40,190	9.8	410,298	100.0
大分県	265,741	85.9	101,701	32.9	43,631	14.1	309,372	100.0
宮崎県	245,605	93.1	97,876	37.1	18,226	6.9	263,831	100.0
鹿児島県	357,230	87.5	145,669	35.7	51,134	12.5	408,364	100.0
沖縄県	335,664	87.9	123,703	32.4	46,422	12.1	382,086	100.0
合計	32,201,032	68.8	10,437,275	22.3	14,588,963	31.2	46,789,995	100.0

資料：中小企業庁「2022年版中小企業白書-付属統計資料」再編加工

- (注) 1. 会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。
 2. 企業の区分については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）による。
 ※(1)「中小企業者」とび「小規模事業者」参照
 3. 2.の条件の区分では、中小企業基本法以外の中小企業関連法令において中小企業又は小規模企業として扱われる企業の数が反映されている。
 4. 小規模企業の構成比は全企業数に占める割合とする。
 5. 「経済センサス-基礎調査」では、(1)商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、(2)本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入しているため、過去の中小企業白書の附属統計資料の「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。
 6. 数値は、2016（平成28）年6月時点のものである。

(3) 都道府県別規模別企業数、従業者総数、常時雇用者数（民営・非1次産業、2016年）

③常用雇用者数（会社+個人事業者）

常用雇用者 数(人)	中小企業		大企業		合計	
	構成比(%)	うち小規模企業	常用雇用者数(人)	構成比(%)	常用雇用者数(人)	構成比(%)
		常用雇用者数(人)				
北海道	954,517	80.3	219,429	18.5	233,524	19.7
青森県	235,673	88.2	56,666	21.2	31,466	11.8
岩手県	230,393	86.6	57,039	21.4	35,625	13.4
宮城県	420,190	81.5	94,650	18.3	95,665	18.5
秋田県	188,336	90.7	47,995	23.1	19,281	9.3
山形県	224,583	86.4	56,018	21.5	35,374	13.6
福島県	361,751	82.4	93,939	21.4	77,355	17.6
茨城県	473,301	83.2	128,624	22.6	95,638	16.8
栃木県	336,664	81.2	92,788	22.4	77,749	18.8
群馬県	390,457	78.9	97,389	19.7	104,255	21.1
埼玉県	1,059,638	76.3	256,982	18.5	329,983	23.7
千葉県	754,368	72.6	185,119	17.8	285,404	27.4
東京都	4,672,969	37.9	633,897	5.1	7,646,447	62.1
神奈川県	1,363,020	68.4	288,420	14.5	630,603	31.6
新潟県	485,627	81.2	119,822	20.0	112,583	18.8
富山県	239,728	77.5	57,362	18.5	69,700	22.5
石川県	259,232	83.3	62,684	20.2	51,838	16.7
福井県	178,430	86.6	47,293	22.9	27,703	13.4
山梨県	158,964	87.5	46,005	25.3	22,722	12.5
長野県	405,878	82.1	106,880	21.6	88,501	17.9
岐阜県	446,629	82.3	110,975	20.5	95,808	17.7
静岡県	773,059	79.5	185,212	19.0	199,517	20.5
愛知県	1,850,839	66.5	342,238	12.3	931,534	33.5
三重県	321,020	86.4	79,937	21.5	50,475	13.6
滋賀県	221,847	80.7	52,566	19.1	52,967	19.3
京都府	507,338	69.9	113,848	15.7	218,904	30.1
大阪府	2,253,454	62.8	426,730	11.9	1,334,547	37.2
兵庫県	955,590	80.2	215,317	18.1	236,496	19.8
奈良県	169,457	91.1	45,482	24.4	16,594	8.9
和歌山县	171,191	86.8	49,151	24.9	25,999	13.2
鳥取県	102,142	93.0	24,705	22.5	7,727	7.0
島根県	128,049	90.5	33,818	23.9	13,407	9.5
岡山県	370,505	79.5	83,152	17.9	95,288	20.5
広島県	621,926	73.0	131,513	15.4	230,190	27.0
山口県	241,019	78.0	59,983	19.4	67,987	22.0
徳島県	122,431	87.5	35,211	25.2	17,503	12.5
香川県	203,681	80.2	47,045	18.5	50,443	19.8
愛媛県	263,393	82.8	67,036	21.1	54,659	17.2
高知県	120,851	89.4	34,700	25.7	14,331	10.6
福岡県	1,029,173	74.0	208,371	15.0	362,075	26.0
佐賀県	144,595	87.1	36,862	22.2	21,367	12.9
長崎県	228,023	89.6	61,582	24.2	26,516	10.4
熊本県	288,784	88.0	73,405	22.4	39,424	12.0
大分県	205,305	82.6	52,972	21.3	43,395	17.4
宮崎県	186,017	91.3	49,672	24.4	17,809	8.7
鹿児島県	267,750	86.5	72,588	23.4	41,904	13.5
沖縄県	261,516	85.2	65,245	21.3	45,355	14.8
合計	25,849,303	64.2	5,508,317	13.7	14,383,637	35.8
						40,232,940
						100.0

資料：中小企業庁「2022年版中小企業白書-付属統計資料」再編加工

- (注) 1. 会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。
 2. 企業の区分については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）による。
 ※(1)「中小企業者」及び「小規模事業者」参照
 3. 2. の条件の区分では、中小企業基本法以外の中小企業関連法令において中小企業又は小規模企業として扱われる企業の数が反映されている。
 4. 小規模企業の構成比は全企業数に占める割合とする。
 5. 「経済センサス-基礎調査」では、(1)商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、(2)本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入しているため、過去の中小企業白書の附属統計資料の「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。
 6. 数値は、2016（平成28）年6月時点のものである。

2 資金調達・設備導入制度

(1) 令和5年度 沖縄県融資制度

資金名		融資条件等	融資対象	融資限度額 (単位 万円)	融資期間 (据置期間)	融資利率 (固定)%	保証料率 (%)※
短期運転	一般貸付	短期的な運転資金を必要とする中小企業者	運転のみ5,000	1年(6ヶ月)	2.05	0.45~1.00	
	売掛債権担保貸付	他の事業者等に売掛債権を有する中小企業者	運転のみ3,000	1年(措置なし)		0.43	
小規模企業対策	一般貸付	従業員20人以下の企業(商業・サービス業は5人以下)※宿泊業及び娯楽業は20人以下	運転・設備併せて2,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.80 ★1.60	0.40~0.80	
	特別小口貸付	中小企業信用保険法に規定する特別小口保険該当者に対する無担保無保証人制度			1.70 ★1.50	0.60	
小口零細企業		従業員20人以下の企業で、既存の保証協会の保証付融資残高との合計が2,000万円以下の中規模企業者(商業・サービス業は5人以下)※宿泊業及び娯楽業は20人以下	運転・設備併せて既存の保証協会の保証付融資残高との合計で2,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.70	0.45~1.00	
経営振興		中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて8,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	2.15	0.45~1.00	
事業歴が	新事業分野進出		(事業転換の場合) 運転・設備併せて10,000 (多角化の場合) 運転・設備併せて7,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.50	0.35~0.75	
	雇用創出促進						
1年以上の事業者	一般貸付	商工業関係組合及び構成企業	1組合あたり 共同事業資金 5,000 転貸資金 30,000 (※1転貸先 3,000)	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.75(※)	0.40~0.80	
		セーフティネット貸付					0.60
中小企業セーフティネット		①最近3ヶ月又は6ヶ月の売上高が前年同期比で5%以上減少しているもの ②倒産企業に債権を有し、当該企業への取引依存度が10%以上ある中小企業者、協同組合等 ③原油・原材料の高騰により資金繰りが厳しくなっている中小企業者、協同組合等 ④知事が認定した災害からの復旧を行う中小企業者、協同組合等 ⑤中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証3号、4号、5号又は7号の認定を受けた中小企業者、協同組合等 ⑥中小企業信用保険法に基づく危機関連保証の認定を受けた中小企業者、協同組合等	①~③、⑤(7号のみ) 運転のみ3,000 ④、⑤(7号以外)、⑥ 運転・設備併せて3,000	①~③、⑤(7号のみ) 運転・7年(1年) ④、⑤(7号以外)、⑥ 運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	下記以外 1.60 ④ 0.90 ⑤(4号のみ)、⑥ 0.80	下記以外 0.40~0.80 ④、⑤(4号のみ)、⑥ 0.00	
中小企業再生支援	一般貸付	県内で3年以上継続して事業を営む中小企業者、協同組合等で、沖縄県中小企業再生支援協議会、おきなわ経営サポート会議等の支援を受けて作成した再生計画に従い事業再生を行うもの ※国の「経営改善サポート保証」を適用					
	資金繰り円滑化借換		運転・設備併せて8,000 ※既存の沖縄県信用保証協会保証付き融資の償換も可	運転・設備 15年(1年)	取扱金融機関所定 金利	0.50(責任共有) 0.70(責任共有外)	
			運転・設備併せて5,000	運転・設備 10年(6ヶ月)	2.35	0.45~1.00 0.60	

産業振興	オキナワ型産業振興貸付	県内において、地域特性を生かした比較優位性のある産業「オキナワ型産業」を営む中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて10,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.65	0.40～0.80
創業承継者支援事業	事業承継支援貸付	①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による認定を受けたもの ②認定経営革新支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行うもの	運転・設備併せて8,000	運転・10年(1年) 設備・15年(1年)	1.70	0.35～0.75
産業振興	企業立地推進貸付	国際物流拠点産業集積地域、情報通信産業特別地区等において、工場、事業所等を設置しようとする中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて15,000	運転・10年(1年) 設備・15年(3年)	1.70	0.25～0.70
	ベンチャー支援	ベンチャービジネスを展開する中小企業者、協同組合等 ※経営革新の承認を受けた企業等も対象 ※経営力向上計画の認定を受けた企業等も対象	運転・設備併せて3,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.50	0.35～0.75
創業承継者支援事業	創業者支援貸付	・独立、開業を行うもの又は開業後5年未満の事業者	運転・設備併せて2,000	運転・設備10年(1年)	1.70	0.60
事業歴3ヶ月以上の事業者	中小生支援企業再	新型コロナウイルス対応貸付	運転・設備併せて8,000	運転・設備15年(5年)	取扱金融機関所定金利	0.00
	伴走支援型借換等対応資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等で、次のいずれかの認定を受け、かつ、経営行動に係る計画を策定したもの ①中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定 ②中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定 ③売上高又は利益率(売上高総利益率又は売上高営業利益率)が減少した者	運転・設備併せて6,000	運転・設備10年(5年)	①1.20 ②1.60 ③1.60	①0.00 ②0.00 ③0.00～0.95

※融資条件等については、年度途中で変更する場合があります。

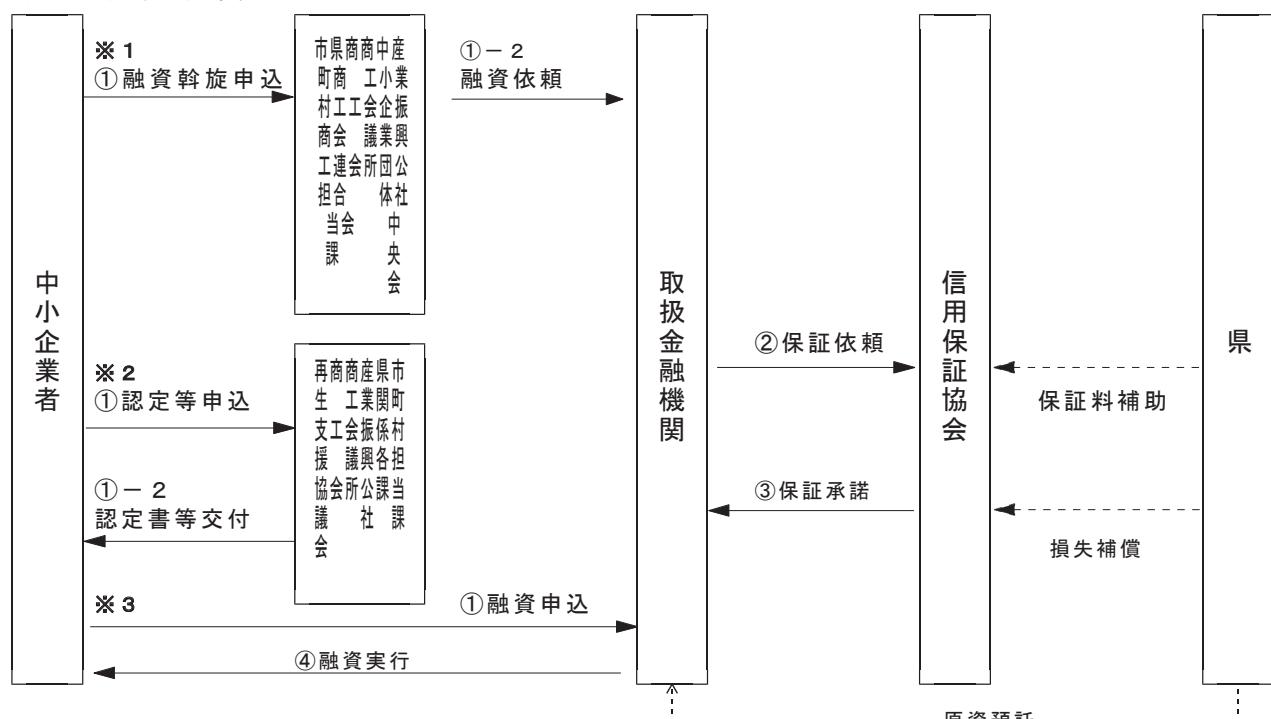
★小規模企業対策資金において、商工会・商工会議所の経営指導を3ヶ月以上実施した場合、優遇金利の適用が可能です。

(2) 必要添付書類等

基本的に次の書類が必要です。資金によって必要書類が異なる場合もありますので、詳しくは沖縄県商工労働部中小企業支援課ホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/kinyu/yuushiseido.html>) でご確認下さい。

申込者本人	連帯保証人
① 事業税納税証明書（事業税の納税が到来していない場合は県民税及び市町村民税納税証明書） ② 最近2年間の受付印のある確定申告書の写し（法人は最近2年間の決算書） ③ 定款及び商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項証明書）（法人、協同組合等の場合） ④ 印鑑証明書 ⑤ 見積書、請求書等（設備資金の場合） ⑥ 許認可証の写し（許認可業種の場合） ⑦ 個人情報の提供に関する同意書 ※ その他金融機関、保証協会が必要とする書類	① 印鑑証明書 ② 個人情報の提供に関する同意書 ※ その他金融機関、保証協会が必要とする書類

(3) 融資制度フロー図



※ 1 融資あっせん機関にあっせん申込みを行う資金

小規模企業対策資金、新事業分野進出資金、雇用創出促進資金（融資対象1及び2の該当者）、組織強化育成資金（一般貸付）、産業振興資金（オキナワ型産業振興貸付の観光産業のみ）、創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付の融資対象1及び2の該当者）

（注）雇用創出促進資金は、②保証依頼後、信用保証協会で審査し③保証承諾の見込みがついた時点で金融機関経由により信用保証協会に対し、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写しを提出していただきます。

※ 2 融資対象者となるため認定等の申込みを行う資金

雇用創出促進資金（融資対象3及び4の該当者）、組織強化育成資金（セーフティネット貸付）、中小企業セーフティネット資金（融資対象4～6の該当者）、中小企業再生支援資金（一般貸付）、産業振興資金（企業立地推進貸付）、創業者・事業承継支援資金（事業承継支援貸付）、ベンチャー支援資金、資金繰り円滑化借換資金（融資対象2の該当者）、中小企業再生支援資金（新型コロナウイルス感染症対応貸付）、伴走支援型借換等対応資金（融資対象1又は2の該当者）

※ 3 直接取扱金融機関へ申込みを行う資金

短期運転資金、小規模企業対策資金、小口零細企業資金、経営振興資金、中小企業セーフティネット資金（融資対象1～3の該当者）、産業振興資金（オキナワ型産業振興貸付）、創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付の融資対象3及び4の該当者）資金繰り円滑化借換資金（融資対象1の該当者）、伴走支援型借換等対応資金（融資対象3）

※ 小規模企業対策資金は、融資あっせん機関にあっせん申込みを行うか、直接取扱金融機関へ申込みを行うか選択できるようになります。

3 主な関係団体一覧

(1) 市町村担当課一覧

令和5年4月1日現在

市町村名	商工担当課	所在地	T E L	F A X
那覇市	商工農水課	900-8585 那覇市泉崎1-1-1	(098) 951-3212	(098) 951-3213
宜野湾市	産業政策課	901-2710 宜野湾市野嵩1-1-1	(098) 893-4411	(098) 893-4410
石垣市	商工振興課	907-8501 石垣市真栄里672	(0980) 82-1533	(0980) 82-1226
浦添市	産業振興課	901-2501 浦添市安波茶1-1-1	(098) 876-1299 (直通)	(098) 876-9467
名護市	商工・企業誘致課	905-0014 名護市港2-1-1 名護市民会館2階	(0980) 53-7530	(0980) 53-7522
糸満市	商工水産課	901-0392 糸満市潮崎町1-1	(098) 840-8137	(098) 840-8155
沖縄市	商工振興課	904-8501 沖縄市仲宗根町26-1	(098) 929-3300 (直通)	(098) 937-0342
豊見城市	産業振興課	901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1	(098) 850-5876	(098) 850-5343
うるま市	商工振興課	904-2292 うるま市みどり町1-1-1	(098) 923-7634	(098) 923-7623
宮古島市	観光商工課	906-8501 宮古島市平良字西里1140番地	(0980) 73-2690	(0980) 73-2692
南城市	観光商工課	901-1495 南城市佐敷字新里1870番地	(098) 917-5387	(098) 917-5424
国頭村	企画商工観光課	905-1495 国頭村字辺土名121	(0980) 41-2622	(0980) 41-5910
大宜味村	企画観光課	905-1392 大宜味村字大兼久157	(0980) 44-3007	(0980) 44-3139
東村	企画観光課	905-1292 東村字平良804	(0980) 43-2265	(0980) 43-2457
今帰仁村	経済課	905-0492 今帰仁村字仲宗根219	(0980) 56-2256	(0980) 56-2105
本部町	企画商工観光課	905-0292 本部町字東5	(0980) 47-2700	(0980) 47-4576
恩納村	商工観光課	904-0492 恩納村字恩納2451	(098) 966-1280	(098) 966-1045
宜野座村	観光商工課	904-1392 宜野座村字宜野座296	(098) 968-5125	(098) 968-5037
金武町	商工観光課	904-1292 金武町字金武1	(098) 968-3236	(098) 968-6270
伊江村	商工観光課	905-0503 伊江村字川平519-3	(0980) 49-2906	(0980) 49-5587
読谷村	商工観光課	904-0392 読谷村字座喜味2901	(098) 982-9216	(098) 982-9202
嘉手納町	産業環境課	904-0293 嘉手納町字嘉手納588	(098) 956-1111(内327)	(098) 956-9508
北谷町	経済振興課	904-0192 北谷町字桑江一丁目1番1号	(098) 982-7701	(098) 926-2174
北中城村	企画振興課	901-2392 北中城村字喜舎場426番地2	(098) 935-2269	(098) 935-5536
中城村	産業振興課	901-2493 中城村字当間585番地1	(098) 895-2163 (直通)	(098) 895-3048
西原町	産業観光課	903-0220 西原町字与那城140番地の1	(098) 945-4540	(098) 945-4580
与那原町	観光商工課	901-1392 与那原町字上与那原16	(098) 945-5323	(098) 944-3365
南風原町	産業振興課	901-1195 南風原町字兼城686	(098) 889-4430	(098) 889-7657
渡嘉敷村	観光産業課	901-3592 渡嘉敷村字渡嘉敷183	(098) 987-2333	(098) 987-2560
座間味村	船舶・観光課	901-3496 座間味村字座間味109	(098) 987-2320	(098) 987-2329
粟国村	経済課	901-3792 粟国村字東483番地	(098) 988-2258	(098) 988-2464
渡名喜村	経済課	901-3692 渡名喜村1917-3	(098) 989-2066	(098) 989-2197
南大東村	産業課	901-3895 南大東村字南144-1	(0980) 22-2037	(0980) 22-2669
北大東村	経済課	901-3992 北大東村字中野218	(0980) 23-4033	(0980) 23-4406
伊平屋村	観光交通課	905-0703 伊平屋村字我喜屋217-27	(0980) 46-2177	(0980) 46-2091
伊是名村	商工観光課	905-0603 伊是名村字仲田177-7番地	(0980) 45-2534	(0980) 45-2823
久米島町	商工観光課	901-3193 久米島町字比嘉2870番地	(098) 985-7131	(098) 985-7080
八重瀬町	農林水産課	901-0401 八重瀬町字東風平1188	(098) 998-4624	(098) 998-2023
多良間村	観光振興課	906-0602 多良間村字仲筋99-2	(0980) 79-2260	(0980) 79-2664
竹富町	政策推進課	907-8503 石垣市美崎町11-1	(0980) 83-0507	(0980) 83-5863
与那国町	企画財政課	907-1801 与那国町字与那国129	(0980) 87-3577	(0980) 87-2079

(2) 商工関係団体一覧

(令和5年4月1日現在)

団体名	代 表 者	所在地	T E L	F A X
沖縄県中小企業団体中央会	会 長 岸本 勇	900-0011 那覇市字上之屋303-8	860-2525	862-2526
沖縄県信用保証協会	会 長 謝花 喜一郎	900-0016 那覇市前島3-1-20	863-5302	863-6805
沖縄県商工会連合会	会 長 米須 義明	沖縄産業支援センター6階(604) (※支援センターの住所は下記)	859-6150	859-6149
沖縄県商工会議所連合会	会 長 石嶺 伝一郎	900-0015 那覇市久茂地1-7-1 琉球総合リース総合ビル6階 (那覇商工会議所内)	868-3758	866-9834
(公財)沖縄県産業振興公社	理事長 末吉 康敏	沖縄産業支援センター4階	859-6255	859-6233
(一社)沖縄県銀行協会	会 長 川上 康	900-0032 那覇市松山2-27-1 グレース松山2階	866-5448	866-5564
(一社)沖縄県経営者協会	会 長 金城 克也	沖縄産業支援センター6階	859-6151	859-6153
(公社)沖縄県工業連合会	会 長 古波津 昇	沖縄産業支援センター6階	859-6191	859-6193
(一社)沖縄県生産性本部	会 長 大嶺 満	沖縄産業支援センター4階	857-0141	857-0142
沖縄経済同友会	代表幹事 淑辺 美紀 〃 川上 康	900-0015 那覇市久茂地3-15-9 (アルテビル那覇2F)	868-8439	868-0787
沖縄県中小企業家同友会	代表理事 喜納 朝勝 〃 宮城 光秀 (R5.4.27総会にて選出)	沖縄産業支援センター6階	859-6205	859-6208
沖縄県社会保険労務士会	会 長 新垣 明	900-0016 那覇市前島2-12-12 (205)	863-3180	863-3563
沖縄県酒造組合	会 長 佐久本 学	900-0001 那覇市港町2-8-9	868-3727	861-3733
沖縄県商店街振興組合連合会	理事長 真喜屋 稔	900-0011 那覇市字上之屋303-8	860-2525	862-2526
日本貿易振興機構 沖縄貿易情報センター	所 長 井瀧 史洋	沖縄産業支援センター6階(609)	859-7002	859-7456
(一社)沖縄県貿易協会	会 長 新垣 旬子	900-0033 那覇市久米2-11-13 (新垣通商ビル2F)	866-9183	866-9219
(一社)沖縄県中小企業診断士協会	代表理事 神谷 繁	沖縄産業支援センター3階(314)	917-0011	917-0022
(一社)沖縄県発明協会	会 長 座間味 獻	沖縄産業支援センター6階	859-2810	
(社)沖縄県溶接協会	会 長 比嘉 広明	904-2234 うるま市字州崎12-2	934-9565	934-9545
沖縄県J I S協会	会 長 島袋 等	沖縄産業支援センター6階	859-6195	859-6195
商工組合中央金庫那覇支店	支店長 村山 裕昭	900-0015 那覇市久茂地2-22-10	866-0196	863-7831
(公社)日本青年会議所沖縄地区協議会	会 長 伊藤 貴庸	901-0145 那覇市高良3-9-5	858-1110	858-1010
沖縄砂利採取事業協同組合	理事長 吉山 盛元	901-2227 宜野湾市字宇地泊668番地	890-2904	890-2905
(一社)沖縄県情報産業協会	会 長 永田 真	西原町千原1番地 琉球大学 地域創生総合研究棟3階304号室	943-4641	943-4642
(株)沖縄県物産公社	会 長 比嘉 徹	沖縄産業支援センター7階	859-6456	859-6330
(株)沖縄産業振興センター	代表取締役社長 米須 義明	沖縄産業支援センター3階	859-6234	859-6230
(一財)南西地域産業活性化センター	会 長 大嶺 満	900-0015 那覇市久茂地3-15-9 アルテビル那覇2F	866-4591	869-0661
沖縄県生コンクリート工業組合	理事長 島袋 等	900-0001 那覇市港町2-14-1	868-2662	863-2511
沖縄県衣類縫製品工業組合	代表理事 大城 直也	900-0023 那覇市楚辺1-10-36	836-4700	836-4721
(一財)沖縄ITイノベーション戦略センター	理事長 稲垣 純一	900-0004 那覇市銘苅2丁目3-6 那覇市IT創造館4階	953-8154	953-8275

※ 沖縄産業支援センターの住所 : 901-0152 那覇市字小禄1831-1

(3) 商工会・商工会議所一覧

①商工会議所 (令和5年4月1日現在)

No.	団体名	代表者名	郵便番号	所在地	TEL	FAX
1	那覇商工会議所	会頭 石嶺 伝一郎	900-0015	那覇市久茂地1-7-1 琉球リース総合ビル6階	098-868-3758	098-866-9834
2	沖縄商工会議所	会頭 宮里 敏行	904-0004	沖縄市中央4-15-20	098-938-8022	098-938-2755
3	宮古島商工会議所	会頭 下地 義治	906-0012	宮古島市平良字西里240-2 3階	0980-72-2779	0980-73-1543
4	浦添商工会議所	会頭 西村 聰	901-2567	浦添市勢理客4-13-1	098-877-4606	098-877-4677

②商工会連合会・商工会

	団体名	代表者名	郵便番号	所在地	TEL	FAX
1	沖縄県商工会連合会	会長 米須 義明	901-0152	那覇市字小禄1831-1(産業支援センター6階604号)	098-859-6150	098-859-6149
1	宜野湾市商工会	会長 長堂 昌太郎	901-2224	宜野湾市真志喜1-11-11	098-897-0111	098-897-9467
2	石垣市商工会	会長 大演 達也	907-0013	石垣市浜崎町1-1-4	0980-82-2672	0980-83-4369
3	名護市商工会	会長 山端 康成	905-0017	名護市大中1-19-24	0980-52-4243	0980-53-7204
4	糸満市商工会	会長 備瀬 克秀	901-0361	糸満市字糸満2075	098-992-2816	098-992-3544
5	豊見城市商工会	会長 上原 直彦	901-0242	豊見城市字高安358-2	098-850-2060	098-850-0462
6	うるま市商工会	会長 石川 満	904-2312	うるま市勝連平安名2884-1	098-978-3168	098-978-3940
7	南城市商工会	会長 津波古 孝弥	901-1403	南城市佐敷字佐敷43	098-947-1283	098-947-6559
8	国頭村商工会	会長 金城 賜門	905-1411	国頭村字辺土名264-1	0980-41-5116	0980-41-2996
9	大宜味村商工会	会長 宮城 弘隆	905-1303	大宜味村字喜如嘉320	0980-44-3442	0980-44-3343
10	東村商工会	会長 宮城 善光	905-1204	東村字平良809-1	0980-43-2931	0980-43-2503
11	今帰仁村商工会	会長 高田 勝	905-0401	今帰仁村字仲宗根99-3	0980-56-4474	0980-56-2796
12	本部町商工会	会長 松田 泰昭	905-0212	本部町字大浜881-1	0980-47-2749	0980-47-4574
13	恩納村商工会	会長 平安名 盛智	904-0411	恩納村字恩納419-3	098-966-8258	098-966-2435
14	宜野座村商工会	会長 宜野座 盛克	904-1302	宜野座村字宜野座1213	098-968-8337	098-968-2301
15	金武町商工会	会長 奥間 尚登	904-1201	金武町字金武4090-1	098-968-2491	098-968-4725
16	伊江村商工会	会長 知念 政宏	905-0503	伊江村字川平519-3 (はにくすにホール棟)	0980-49-2742	0980-49-5756
17	読谷村商工会	会長 仲宗根 朝治	904-0302	読谷村喜名2346-11 読谷村地域振興センター2階	098-958-4011	098-958-4012
18	嘉手納町商工会	会長 村山 博子	904-0203	嘉手納町字嘉手納259	098-956-2810	098-956-8414
19	北谷町商工会	会長 米須 義明	904-0101	北谷町字上勢頭837-1	098-936-2100	098-936-8845
20	北中城村商工会	会長 安慶名 達宏	901-2303	北中城村字仲順432	098-935-3939	098-935-2978
21	中城村商工会	会長 奥濱 一樹	901-2406	中城村字当間140-5	098-895-2136	098-895-2166
22	西原町商工会	会長 下地 浩之	903-0122	西原町字小橋川1-5	098-945-6136	098-946-6627
23	与那原町商工会	会長 當間 卓	901-1303	与那原町字与那原3090-8	098-945-3513	098-945-7502
24	南風原町商工会	会長 金城 宏孝	901-1112	南風原町字本部158	098-889-6121	098-889-4313
25	久米島商工会	会長 喜納 ひろみ	901-3121	久米島町字嘉手苅658-1	098-985-2630	098-985-2740
26	渡嘉敷村商工会	会長 新垣 徹	901-3501	渡嘉敷村字渡嘉敷346番地	098-987-2430	098-987-2798
27	座間味村商工会	会長 宮平 幸進	901-3402	座間味村字座間味94番地	098-896-4321	098-987-2340
28	南大東村商工会	会長 垣花 恵忠	901-3806	南大東村字池之沢347-5	09802-2-2184	09802-2-2194
29	伊平屋村商工会	会長 伊豆味 文徳	905-0703	伊平屋村字我喜屋217-27	0980-46-2912	0980-46-2964
30	伊是名村商工会	会長 東江 源也	905-0602	伊是名村字諸見565-4	0980-45-2475	0980-45-2306
31	八重瀬町商工会	会長 仲座 哲男	901-0512	八重瀬町字具志頭1番地	098-998-4334	098-998-6743
32	宮古島市伊良部商工会	会長 奥濱 剛	906-0501	宮古島市伊良部前里添645-1	0980-78-6202	0980-78-5060
33	竹富町商工会	会長 屋宜 靖	907-0012	石垣市美崎町11番地 1 3階	0980-82-5616	0980-83-3287
34	与那国町商工会	会長 杉本 和信	907-1801	与那国町字与那国59-3	0980-87-2944	0980-87-2160

(4) 労働関係機関・団体一覧

令和5年4月1日現在

区分	団体・機関名	所在地	連絡先
労働福祉団体	沖縄県労働金庫	900-0029 那霸市旭町1-9	098-861-0118
	(公財)沖縄県労働者福祉基金協会	900-0021 那霸市泉崎2-105-18官公労共済会館5階	098-996-4170
	沖縄県勤労者互助会	900-0021 那霸市泉崎1-19-3 ライオンズマンション泉崎102	098-943-9750
	(一財)沖縄駐留軍離職者対策センター	904-0034 沖縄市山内4丁目1-40-2F	098-923-0033
	(公財)沖縄中部勤労者福祉サービスセンター	904-0014 沖縄市仲宗根町35-8	098-929-4001
	日本労働組合総連合会沖縄県連合会	900-0036 那霸市西3-8-14	098-866-8905
	沖縄県労働組合総連合	900-0026 那霸市奥武山町26-24 奥武山マッシュン201	098-859-2110
	(一社)沖縄県経営者協会	901-0152 那霸市字小禄1831-1 (産業支援センター内)	098-859-6151
	沖縄県商工会議所連合会	900-0033 那霸市久米2-2-10	098-868-3758
	沖縄県商工会連合会	901-0152 那霸市字小禄1831-1 (産業支援センター内)	098-859-6150
機関団体	沖縄県中小企業団体中央会	900-0011 那霸市字上之屋303-8	098-860-2525
	沖縄県中小企業家同友会	901-0152 那霸市字小禄1831-1 (産業支援センター内)	098-859-6205
	(公社)沖縄県工業連合会	901-0152 那霸市字小禄1831-1 (産業支援センター内)	098-859-6191
	(一社)沖縄県建設業協会	901-2131 浦添市牧港5-6-8	098-876-5211
	(一社)沖縄県生産性本部	901-0152 那霸市字小禄1831-1 (産業支援センター内)	098-857-0141
	厚生労働省	100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館	03-5253-1111
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2	043-213-6000
機関団体	(独)労働者健康安全機構	211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1	044-431-8600
	中小企業退職金共済事業本部	170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1	03-6907-1234
	建設業退職金共済事業本部	170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1	03-6731-2841
	(公財)介護労働安定センター	116-0002 東京都荒川区荒川7-50-9-5階 (502A号室)	03-5903-3041
	(一社)日本勤労青少年団体協議会	181-0013 東京都三鷹市下連雀3-37-31	0442-29-8071
	(公財)産業雇用安定センター	136-0071 東京都江東区亀戸2-18-10-5階	03-5627-3600
	(一財)女性労働協会	105-0014 東京都港区芝2-27-8	03-3456-4410
県内機関団体	グッジョブセンターおきなわ	900-0021 那霸市泉崎1丁目20番1号 カフーナ旭橋A 街区 6F	098-865-5006
	沖縄県キャリアセンター	900-0021 那霸市泉崎1丁目20番1号 カフーナ旭橋A 街区 6F (グッジョブセンターおきなわ内)	098-866-5465
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発促進センター	904-0105 北谷町吉原728-6	098-936-1755
	沖縄職業能力開発大学校	904-2141 沖縄市池原2994-2	098-934-6282
	沖縄県職業能力開発協会	900-0036 那霸市西3-14-1	098-862-4278
	(一社)沖縄産業開発青年協会	905-1204 東村平良380-1	0980-43-2118
	建設業退職金共済沖縄県支部	901-2131 浦添市牧港5-6-8 (沖縄建設会館2階) (九州沖縄トラック研修会館3階)	098-876-5214
	(一社)沖縄県労働基準協会	900-0001 那霸市港町2-5-23	098-868-2826
	(独)駐留軍等労働者労務管理機構沖縄支部	904-0202 嘉手納町字屋良1058-1	098-921-5531
	沖縄県女性就業・労働相談センター	900-0021 那霸市泉崎1丁目20番1号 カフーナ旭橋A 街区 6F (グッジョブセンターおきなわ内)	098-863-1788

区分	団体・機関名	所在地	連絡先
労働関係機関団体	沖縄労働局	900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎)	
	厚生労働省	総務課	098-868-4003
		雇用環境・均等室	098-868-4380
		監督課	098-868-4303
		職業安定課	098-868-1655
		職業対策課	098-868-3701
	中労委事務局沖縄分室	900-0022 那覇市樋川 1-15-15 (那覇第1地方合同庁舎)	098-854-7433
	沖縄労働基準監督署	904-0003 沖縄市住吉1-23-1 (沖縄労働総合庁舎)	098-982-1263
	名護労働基準監督署	905-0011 名護市宮里452-3 (名護地方合同庁舎)	0980-52-2691
	宮古労働基準監督署	906-0013 宮古島市平良字下里1016 (平良地方合同庁舎)	0980-72-2303
	八重山労働基準監督署	907-0004 石垣市登野城55-4 (石垣地方合同庁舎)	0980-82-2344
	那覇公共職業安定所	900-8601 那覇市おもろまち1-3-25 (沖縄職業総合庁舎1~3階)	098-866-8609
	ハローワークプラザ那覇	900-0021 那覇市泉崎1丁目20番1号 カフーナ旭橋A街区 6F	098-867-8010
	沖縄公共職業安定所	904-0003 沖縄市住吉1-23-1	098-939-3200
	ハローワークプラザ沖縄	904-0004 沖縄市中央2-28-1 (コリンザ3階)	098-939-8010
	名護公共職業安定所	905-0021 名護市字東江4-3-12	0980-52-2810
	宮古公共職業安定所	906-0013 宮古島市平良字下里1020	0980-72-3329
	八重山公共職業安定所	907-0004 石垣市字登野城55-4	0980-82-2327
	その他	沖縄障害者職業センター (公財)介護労働安定センター 沖縄支部 (公財)産業雇用安定センター 沖縄事務所	900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 (沖縄職業総合庁舎5階) 900-0016 那覇市前島3-25-5 (アネックスビル1階) 900-0032 那覇市松山1-1-19 (JPR那覇ビル8階)

4 主な関係機関等の概要

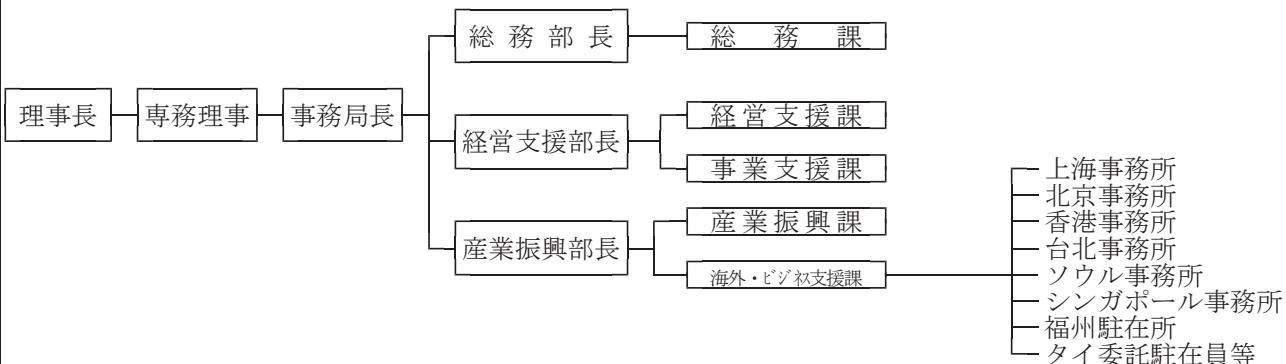
(1) 公益財団法人沖縄県産業振興公社

令和5年4月1日現在

1. 概 要

県内商工業の設備の近代化及び下請取引の円滑化を図るとともに、情報の収集、提供などを行って、商工業の生産技術の向上及び経営の合理化を促進し、もって本県産業の健全な発展に寄与することを目的として、県が設立した公益法人である。

2. 組 織



3. 事業内容（一部）

機械類貸与事業	小規模企業等の創業及び経営基盤強化に必要な設備導入を促進する。
中小企業総合支援事業（中小企業支援センター事業）	経営革新を図る中小企業者や創業を目指す起業家等に対し、ワンストップサービスによる経営支援を行うための体制を整備し、窓口相談、専門家派遣、課題解決集中支援、販路開拓等のフォローアップ支援等を行う。
海外事務所活動支援事業	県内企業の海外経済交流を促進するため、海外事務所（台北、北京、上海、香港、ソウル、シンガポール）、福州駐在所及び委託駐在員（ベトナム、インドネシア、タイ、オーストラリア、フランス、マレーシア、フィリピン）等の活用により、海外情報の収集・提供、海外の市場調査、観光客の誘客、県産品の販路拡大、企業誘致活動等を行う。また、海外ビジネスセミナー等の開催を通して、県内企業の海外展開等を促進する。
稼ぐ企業連携支援事業	事業者が連携して取り組む収益力や生産性の向上、域内経済循環の促進等に資するプロジェクトを、中小企業者等から広く公募・採択し、採択事業者に対する経営支援を行うとともにプロジェクト推進に要する経費を補助する。
プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業	県内企業への積極的な訪問により、経営課題の掘り起こしを行うとともに課題解決に必要な人材とのマッチング支援を行う。
県内企業「稼ぐ力」強化人材育成事業	県内企業の「稼ぐ力」を強化するため、経営の効率化やマーケティング戦略等をテーマとした産業人材育成に関する取組を支援することで、企業自らが行う人材投資による生産性の向上を図る。
沖縄国際物流ハブ活用推進事業	ANA航空貨物便の就航地域を中心に、アジア主要都市への県産品の販路拡大を目的とした見本市・物産展等への渡航、海外バイヤー等の招聘、販売促進プロモーション、商品改良等の支援を行うとともに、東アジア地域における見本市や商談会への県内企業等による出展を支援し、県内企業の海外展開を促進する。

4. 問い合わせ先

〒901-0152 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター4階

TEL 098-859-6255 FAX 098-859-6233

HP <http://okinawa-ric.jp> mail:info@okinawa-ric.or.jp

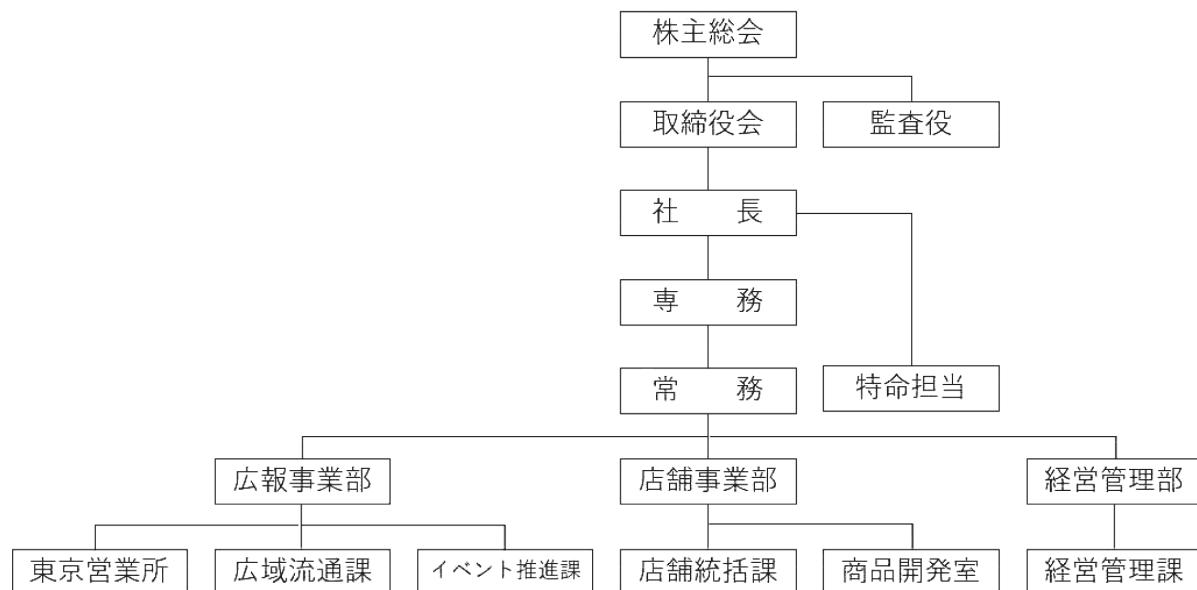
(2) 株式会社沖縄県物産公社

令和5年4月1日現在

1. 概 要

主要民間企業等46団体・自治体10市県が参加して構成される第三セクターの事業体であり、沖縄県産品の販売促進と県内製造業への県外市場情報の提供及び海外からの原材料供給等を通して、マーケティングによる本県地場産業の振興を図るために、平成5年2月に設立され、同年4月1日に事業を開始した。

2. 組 織



3. 事業内容

- | | |
|----------------------|----------------|
| ①物産展・見本市・商談会などの企画・実施 | ②県産品の卸売及び小売 |
| ③新商品の企画開発、既存商品の改良 | ④流通情報の収集・分析・提供 |
| ⑤県産品の宣伝紹介 | ⑥県・市町村からの受託業務 |
| ⑦通信販売事業 | ⑧アンテナショップ経営 |
| ⑨全国特産品の卸売及び小売等 | |

4. 主な事業実績

平成5年の設立以来、アンテナショップ展開を始め、沖縄県の委託による県外・海外物産展及び見本市、商談会を開催しているほか、独自で物産展を開催するとともに、卸取引や通信販売でも県産品の販路拡大に努めている。

5. 販売ネットワーク営業所・店舗

- ①東京営業所（卸） ②大阪営業所（卸） ③札幌わしたショップ ④銀座わしたショップ 本店
- ⑤わしたショップ インレイカウソkaze ⑥名古屋わしたショップ ⑦わしたショップ リンクスウメダ店
- ⑧わしたショップ 国際通り店 ⑨那覇空港わしたショップ ⑩その他：特約店

6. 問合わせ先

〒901-0152 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター7階
TEL 098-859-6456 FAX 098-859-6330

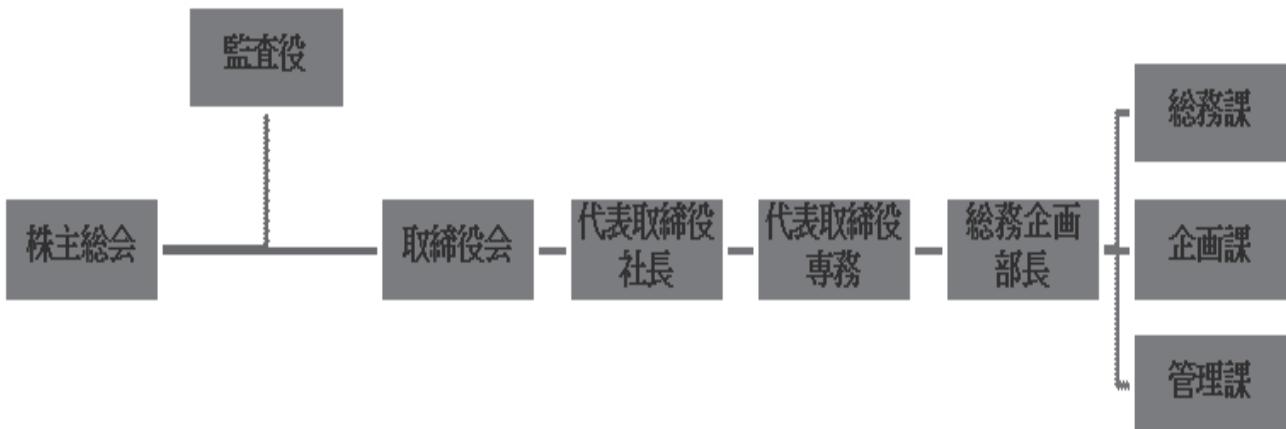
(3) 株式会社沖縄産業振興センター

令和5年4月1日現在

1. 概 要

各種産業支援団体を集積した沖縄県の産業振興の拠点である「沖縄産業支援センター」を管理運営する沖縄県等が出資する第三セクターである。

2. 組織図



3. 業務内容

①沖縄産業支援センターの管理・運営

(1) 採算性の確保

- 施設の入居促進、会議室の利用促進 等

(2) 施設等の管理・運営

- 施設、駐車場の整備 等

(3) ソフト機能の充実

- 講習会、説明会開催 等

4. 沖縄産業支援センターの施設・機能

地域プラットフォーム施設、インキュベート施設、民間(オフィス)施設、ホール、観光物産展示場、会議室、レストラン、売店、保育園、他

5. 問い合わせ先

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831番地1

沖縄産業支援センター301室

TEL 098-859-6231 FAX 098-859-6232

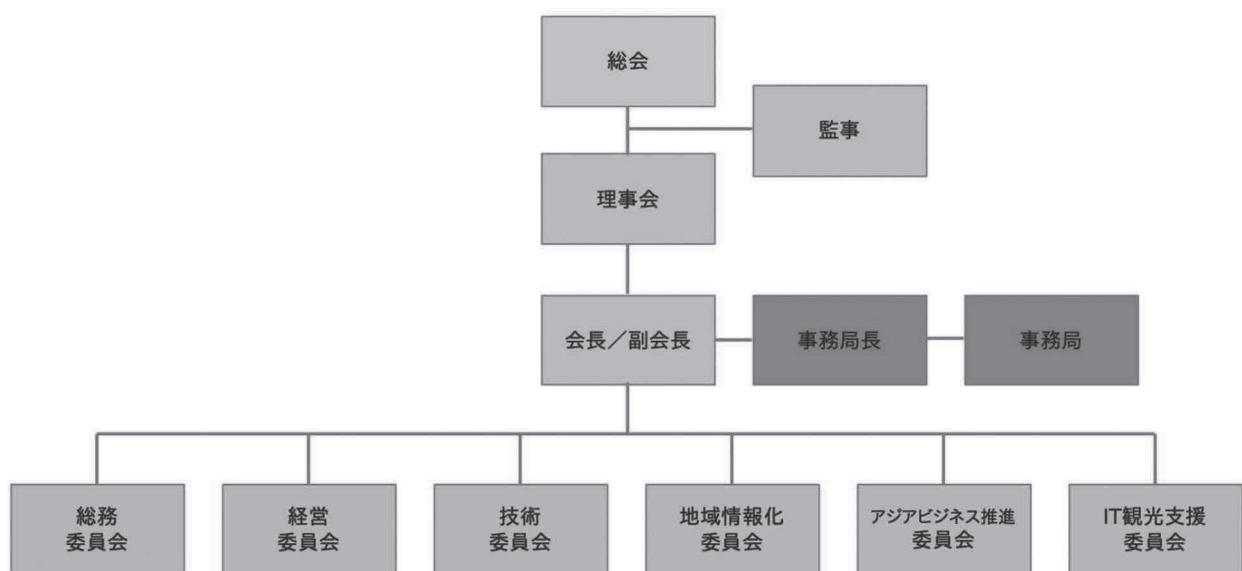
(4) 一般社団法人沖縄県情報産業協会（IIA）

令和5年4月1日現在

1. 概要	昭和62年11月、ソフトウェア開発に携わる県内企業10社が発起人となり任意団体の沖縄県ソフトウェア産業振興協会を設立。平成12年3月に、社団法人沖縄県情報産業協会として認可され、平成25年4月に公益社団法人に移行しました。地域情報化に関する調査・研究、人材育成及び技術開発を推進する事業等を通じ、本県情報関連産業の健全な発展を図るとともに、県内産業の高度情報化を推進し、もって地域経済・社会の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的としています。令和2年4月には一般社団法人に移行しました。
-------	---

2. 組織

一般社団法人 沖縄県情報産業協会 組織図



3. 事業内容

- (1) 情報通信関連産業の振興に関する事業
- (2) 情報通信関連産業に関する技術の研究開発及び研修教育事業
- (3) 情報通信関連産業の経営基盤の確立に関する事業
- (4) 地域情報化に関する調査及び啓蒙普及事業
- (5) 情報通信関連産業に関する国内交流事業及び国際交流事業
- (6) 情報通信関連産業に関する関係機関との協力・連携事業
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

総務委員会	<ul style="list-style-type: none">・協会の広報・啓発活動に関すること・ホームページの管理、運営に関すること・IT関連産業における人材の確保に関すること・IT関連企業の福利・厚生に関すること・関係団体との交流促進に関すること・広報誌・機関誌の発行に関すること・職場環境の改善に関すること・会員の交流推進に関すること
技術委員会	<ul style="list-style-type: none">・IT技術の調査・研究に関すること・IT技術の活用促進及び啓蒙・普及に関すること・IT技術開発に伴う人材育成に関すること・他産業におけるIT活用の促進に関すること・関係団体との技術交流に関すること

経営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・IT産業の経営基盤の向上に関すること ・IT需要の拡大に関すること ・ビジネスチャンスの拡大に関すること ・IT経営人材の育成に関すること ・異業種交流に関すること
地域情報化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の情報化推進に関すること ・県民の情報リテラシー向上に関すること ・ITユーザー教育・研修に関すること ・ITコーディネーターとの連携に関すること
アジアビジネス推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア諸国との情報連携、人材交流に関すること ・沖縄県の優位性を生かしたビジネスモデル構築に関すること
IT観光支援委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会インフラとしてのIT利活用と観光産業支援 ・県内IT企業と観光産業関連企業、団体との連携および情報交換

4. 問合わせ先

〒903-0213 西原町千原1番地
 琉球大学 地域創生総合研究棟3階 304号室
 TEL: 098-943-4641 FAX: 098-943-4642
<https://www.iaa-okinawa.or.jp/>

(5)一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター(ISCO) 令和5年4月1日現在

1 概要	<p>県の産業支援機関として、ITの活用による県内産業全体の振興を図る役割を担うことを目的に平成30年5月に設立。</p> <p>ITがもたらすイノベーションを、沖縄の強み・特色産業である観光業、物流業、製造業、農業、金融業など各産業分野へ応用し、産業全体の振興を図るとともに、実証事業や事業マッチングを通じて得た新ビジネス、新サービスの全国、全世界への展開を目指す。</p>
2 組織	<pre> graph TD A[評議員会] --- B[理事長] A --- C[理事] A --- D[監事] B --- E[専務理事] C --- F[常務理事] E --- G[事務局長 常務理事兼務] G --- H[ストラテジスト/コンサルタント] H --- I[経営企画・管理_SEC] H --- J[戦略_SEC] H --- K[行政DX_SEC] H --- L[事業支援_SEC] H --- M[人材開発_SEC] H --- N[産業DX_SEC] H --- O[データドリブン_SEC] H --- P[ビジネスマッチング_SEC] H --- Q[スタートアップ_SEC] I --- R[事業支援部門] J --- S[リゾテック推進部門] </pre>
3 事業内容	
リゾテック推進部門	<ul style="list-style-type: none"> (1) ITビジネスの創出及び拡大支援に関する事項 (2) IT企業の海外展開支援に関する事項 (3) 主要産業の企業とIT企業とのビジネスマッチングに関する事項 (4) 先進的ITを活用した実証の場の構築及び提供に関する事項 (5) ITの導入支援に関する事項 (6) ITを活用したビジネスモデル構築支援に関する事項 (7) スタートアップ支援に関する事項 (8) インキュベーション施設やコワーキング施設との連携に関する事項 (9) IT人材及びIT活用人材の育成に関する事項 (10) 沖縄とアジアを結ぶビジネス交流のための人的ネットワークの構築等に関する事項 (11) 國際的なIT見本市・商談会等の開催・誘致に関する事項 (12) 情報通信関連企業の誘致・活性化に関する事項 (13) データの分析・利活用に関する事項 (14) 県内IT企業が行う技術者的人材獲得、就労支援に関する事項 (15) その他、前各号に付帯する業務に関する事項
事業支援部門	<ul style="list-style-type: none"> (1) 評議員会に関する事項 (2) 理事会に関する事項 (3) 当法人の活動に必要な情報収集・分析に関する事項 (4) 当法人の活動に必要な調査研究に関する事項 (5) ITの活用による産業成長戦略等の構築及び提言に関する事項 (6) 先端的・革新的な技術シーズや最新のビジネストレンド等の情報発信に関する事項 (7) 研究機関や産業支援機関との交流・連携に関する事項 (8) ITを活用して産業等の課題解決を図るためにのネットワーク構築に関する事項 (9) 情報通信費の低減化支援に関する事項 (10) 行政機関の保有するネットワークシステムの管理・保守等に関する事項 (11) ITインフラの活用・運営に関する事項 (12) 行政のデジタル化の支援に関する事項 (13) 広報に関する事項 (14) 会員向け講演会・セミナー等の企画及び開催に関する事項 (15) 定款及び諸規程に関する事項
4 問い合わせ先	<p>〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3-6 那覇市IT創造館4階 TEL : 098-953-8154 FAX : 098-953-8275 https://isc-okinawa.org</p>

令和5年度 商工労働部施策の概要

令和5年9月発行

編集発行 沖縄県商工労働部産業政策課

〒900-8570

那覇市泉崎1丁目2番2号

T E L (098)866-2330

F A X (098)866-2440